

令和3年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月25日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

- 1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利
活動法人等を定める条例 新旧対照表…………… 1
- 2 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表…………… 2

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人STスポーツ横浜	横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜STビル地下1階	平成28年1月1日から令和3年12月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人WE21ジャパンいそご	横浜市磯子区森二丁目1番10号	平成28年1月1日から令和3年12月31日まで
(略)			(略)		
(削除)			特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会	小田原市東町一丁目7番7号	平成30年8月1日から令和5年7月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人アクト川崎	川崎市宮前区神木本町一丁目14番12号	(略)	特定非営利活動法人アクト川崎	川崎市中原区井田杉山町24番8号	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人grand-merre	海老名市中新田一丁目13番19号	(略)	特定非営利活動法人grand-merre	海老名市浜田町22番地9	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人フードバンク湘南	(略)	(略)	特定非営利活動法人フードバンクひらつか	(略)	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人WE21ジャパンいそご	横浜市磯子区森二丁目1番10号	令和4年1月1日から令和8年12月31日まで	(新規)		

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～12（略）	（略）	1～12（略）	（略）
13 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第1項及び附則第5項において政令市の長が行うこととされている事務にあつては、工場に係る事務に限る。） (1)～(24)（略） （削除）	平塚市及び藤沢市（左欄(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務（(7)及び(8)に掲げる事務にあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）並びに左欄(31)のうち(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務に関するもの（(7)及び(8)に掲げる事務に関するものにあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）にあつては、藤沢市に限る。）	13 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第1項及び附則第5項において政令市の長が行うこととされている事務にあつては、工場に係る事務に限る。） (1)～(24)（略） (25) <u>法第18条の17第1項の規定により、届出対象特定工事の発注者等からの届出を受理すること。</u> (26) <u>法第18条の17第2項の規定により、届出対象特定工事の発注者等からの届出を受理すること。</u> (27) <u>法第18条の18第1項の規定により、特定粉じん排出等作業について法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずること。</u> (28) <u>法第18条の18第2項の規定により、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。</u> (29) <u>法第18条の21の規定により、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、及び当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。</u> (30)～(35)（略） (36) 法第26条第1項の規定により、(1)から(35)までに掲げ	平塚市及び藤沢市（左欄(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務（(7)及び(8)に掲げる事務にあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）並びに左欄(36)のうち(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務に関するもの（(7)及び(8)に掲げる事務に関するものにあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）にあつては、藤沢市に限る。）
(削除)			
(削除)			
(削除)			
(削除)			
(削除)			
(削除)			
(25)～(30)（略）			
(31) 法第26条第1項の規定により、(1)から(30)までに掲げ			

改 正		現 行	
<p>る事務に関し、必要な事項の報告を求め、及び職員に工場等に立ち入り、ばい煙発生施設等进行检查させること。</p> <p>(32)～(34) (略)</p>		<p>る事務に関し、必要な事項の報告を求め、及び職員に工場等に立ち入り、ばい煙発生施設等进行检查させること。</p> <p>(37)～(39) (略)</p>	
13の2～21 (略)	(略)	13の2～21 (略)	(略)
<p>21の2 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務(1)～(10) (略)</p>	相模原市_____	<p>21の2 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務(1)～(10) (略)</p>	相模原市、秦野市及び南足柄市
22～24 (略)	(略)	22～24 (略)	(略)
<p>25 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務(1)～(11) (略)</p>	<p>市(横浜市及び川崎市を除き、左欄(1)から(5)まで並びに左欄(6)及び(10)のうち(1)から(5)までに掲げる事務(5)に掲げる事務にあつては、排煙に係るものに限る。)</p> <p>に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、左欄(5)並びに左欄(6)及び(10)のうち(5)に掲げる事務(粉じん及び排水に係るものに限る。)</p> <p>に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚</p>	<p>25 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務(1)～(11) (略)</p>	<p>市(横浜市及び川崎市を除き、左欄(1)から(4)まで並びに左欄(6)及び(10)のうち(1)から(4)までに掲げる事務</p> <p>に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り_____</p>

改 正		現 行	
	市、藤沢市、 小田原市、茅 ケ崎市、厚木 市及び大和市 に限り、左欄 (7)から(9)まで 並びに左欄(6) 及び(10)のうち (7)から(9)まで に掲げる事務 に関するもの にあつては相 模原市、横須 賀市、平塚市 、鎌倉市、藤 沢市、小田原 市、茅ケ崎市 、厚木市及び 大和市に限る 。))		_____、左欄 (7)から(9)まで 並びに左欄(6) 及び(10)のうち (7)から(9)まで に掲げる事務 に関するもの にあつては相 模原市、横須 賀市、平塚市 、鎌倉市、藤 沢市、小田原 市、茅ケ崎市 、厚木市及び 大和市に限る 。))
25の2～30 (略)	(略)	25の2～30 (略)	(略)
30の2 神奈川県生活環境の保 全等に関する条例(以下この 項において「条例」という。)及び条例の施行のための規 則に基づく次の事務 (1)～(3) (略) (4) 条例第111条第1項の規 定により、(6)から(17)までに 掲げる事務に関し、職員に 事業所その他の場所に立ち 入り、施設等を検査させ、 及び関係人に質問させるこ と。 (5)～(18) (略)	市(横浜市及 び川崎市を除 き、左欄(1) _____に掲げる 事務のうち(8) から(17)までに 掲げる事務 (8) から(16)まで に掲げる事務 にあつては、 公共用水域及 び地下水の水 質の汚濁(ダ イオキシン類 に係るものを 除く。以下こ の項において 「水質の汚濁 」という。)に 限る。)に関 するもの、	30の2 神奈川県生活環境の保 全等に関する条例(以下この 項において「条例」という。)及び条例の施行のための規 則に基づく次の事務 (1)～(3) (略) (4) 条例第111条第1項の規 定により、(5)から(17)までに 掲げる事務に関し、職員に 事業所その他の場所に立ち 入り、施設等を検査させ、 及び関係人に質問させるこ と。 (5)～(18) (略)	市(横浜市及 び川崎市を除 き、左欄(1)及 び(4)に掲げる 事務のうち(8) から(17)までに 掲げる事務 (8) から(16)まで に掲げる事務 にあつては、 公共用水域及 び地下水の水 質の汚濁(ダ イオキシン類 に係るものを 除く。以下こ の項において 「水質の汚濁 」という。)に 限る。)に関 するもの、

改 正	現 行
<p>左欄(2)及び(3) _____に掲げる 事務（水質の 汚濁に限る。 ）<u>、左欄(4)に 掲げる事務の うち(6)から(17) までに掲げる 事務（(6)から (16)までに掲げ る事務にあっ ては、水質の 汚濁に限る。 ）に関するも の、左欄(6)か ら(16)までに掲 げる事務（水 質の汚濁に限 る。）並びに 左欄(17)に掲げ る事務にあつ ては相模原市 、横須賀市、 平塚市、藤沢 市、小田原市 、茅ヶ崎市、 厚木市及び大 和市に限り、 左欄(1)に掲げ る事務のうち (8)から(16)ま でに掲げる事務 （大気汚染 （ダイオキシ ン類に係るも のを除く。以 下この項にお いて同じ。） に限る。）に 関するもの、 左欄(2)及び(3)</u></p>	<p>左欄(2)、(3) <u>及び(8)から(16) までに掲げる 事務（水質の 汚濁に限る。 ）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____並びに 左欄(17)に掲げ る事務にあつ ては相模原市 、横須賀市、 平塚市、藤沢 市、小田原市 、茅ヶ崎市、 厚木市及び大 和市に限り、 左欄(1)に掲げ る事務のうち (8)から(16)ま でに掲げる事務 （大気汚染 （ダイオキシ ン類に係るも のを除く。以 下この項にお いて同じ。） に限る。）に 関するもの、 左欄(2)及び(3)</p>

改 正		現 行	
	限る。)		限る。)
<p>30の3 <u>神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p>(1) <u>条例第3条第2項、条例第8条第1項、条例第10条第1項、条例第15条第2項並びに条例第17条第4項及び第5項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p>(2) <u>条例第4条第1項（条例第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、条例第3条第1項又は条例第8条第1項の規定による許可の申請を審査すること（条例第25条第1項（第1号を除く。）、条例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）。</u></p> <p>(3) <u>条例第17条第6項の規定により、同条第4項又は第5項の規定による届出を審査すること（条例第25条第1項（第1号を除く。）、条例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）。</u></p> <p>(4) <u>条例第108条の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</u></p> <p>(5) <u>条例第111条第1項の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち</u></p>	<p>市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除き、左欄(2)から(6)までに掲げる事務（条例第25条第1項第2号及び条例第28条第1項の規制基準に係るものに限る。）にあつては小田原市及び茅ヶ崎市に限り、左欄(2)から(6)までに掲げる事務（条例第25条第1項第3号及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）にあつては小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市及び綾瀬市に限る。）</p>	(新規)	

改 正		現 行	
<p><u>入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</u></p> <p><u>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u></p>			
<p>31 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p><u>(1) 条例第7条第1項、条例第8条第2項及び第3項、条例第10条第2項及び第3項、条例第11条第3項、条例第12条、条例第17条第3項及び第8項、条例第18条第2項、条例第18条の2第2項、条例第21条第1項及び第2項、条例第42条の3第1項、条例第99条第2項、条例第100条並びに条例第101条第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p><u>(2) 条例第56条の2第1項から第4項まで及び条例第56条の4第2項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	<p>市町村（左欄(1)に掲げる事務にあつては市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く。）に限り、左欄(2)に掲げる事務にあつては町村（葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町を除く。）に限る。）</p>	<p>31 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p><u>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類（条例第42条第1項及び第2項、条例第59条第3項（条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第60条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、条例第60条の2第2項及び第3項並びに条例第62条の2（条例第63条の3において準用する場合を含む。）に規定する報告等に係るものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	<p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く。）</p>
31の2～32の3（略）	(略)	31の2～32の3（略）	(略)
(削除)		<p>32の4 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（法第2条第3項第11号に規定する隣保事業に係るものに限る。）</p> <p><u>(1) 法第69条第1項の規定により、第二種社会福祉事業の事業開始の届出を受理す</u></p>	二宮町

改 正		現 行	
		ること。 <u>(2) 法第69条第2項の規定により、第二種社会福祉事業の変更及び廃止の届出を受理すること。</u> <u>(3) 法第70条の規定により、必要と認める事項の報告を求め、及び職員に施設等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。</u> <u>(4) 法第72条の規定により、経営の制限及び停止を命ずること。</u>	
32の4～32の17 (略)	(略)	32の5～32の18 (略)	(略)
33～93 (略)	(略)	33～93 (略)	(略)
94 えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（昭和25年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1)・(2) (略)	横浜市、川崎市及び相模原市	94 えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（昭和25年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1)・(2) (略)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
95 えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1) (略)	横浜市、川崎市及び相模原市	95 えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1) (略)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市
96～133 (略)	(略)	96～133 (略)	(略)
134 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(8) (略) (削除)	横浜市（左欄(9)_____に掲げる事務のうち法第28条の4第3項第6号、法第31条の2第2項第15号ニ、法第62条の3第4項第15号ニ及び法第63条第3項第6号	134 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(8) (略) <u>(9) 法第68条の69第3項第5号イの規定により、宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることに</u> <u>ついて認定すること。</u> <u>(10) 法第68条の69第3項第6号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることに</u> つ	横浜市（左欄(9)及び(10)並びに(11)に掲げる事務のうち法第28条の4第3項第6号、法第31条の2第2項第15号ニ、法第62条の3第4項第15号ニ、法第63条第3項第6号、法第68条の69第3項第5号イ及

改 正		現 行	
(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	<p>の規定に係るものを除く。)</p> <p>川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市（横浜市、川崎市及び相模原市以外の市にあっては、土地区画整理法の規定による土地区画整理事業に係る宅地の造成に係るものを除く。)</p>	<p>いて認定すること。</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>び同項第6号の規定に係るものを除く。)</p> <p>川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市（横浜市、川崎市及び相模原市以外の市にあっては、土地区画整理法の規定による土地区画整理事業に係る宅地の造成に係るものを除く。)</p>
135～160 (略)	(略)	135～160 (略)	(略)